

# 水道法施行規則一部改正

平成24年4月1日より

水道法施行規則の一部改正が行われました。

行き過ぎた価格競争により一部の登録検査機関において、水質検査の不正行為が発覚する等、水質検査の信頼性の低下等が懸念されたため、水道事業者等、登録検査機関及び行政の取り組みについて見直されました。

## 直接契約

専用水道の設置者及び水道事業者は水質検査を委託する場合、登録検査機関と**直接契約**を結びます。

当研究所では、この改正にいち早く対応し、検査精度の向上と信頼性確保に努めております。何かお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。



東京食品技術研究所

東京都板橋区徳丸1-19-10

TEL 03-3934-5825 FAX 03-3934-5856

kankyou.giken@toshoku.or.jp